

Title	『自然』と『自然権』をめぐる地理学的考察
Sub Title	Geographical reflection on nature and natural rights
Author	杉浦, 章介(Sugiura, Noriyuki)
Publisher	慶應義塾大学日吉紀要刊行委員会
Publication year	2005
Jtitle	慶應義塾大学日吉紀要. 社会科学 No.15 (2005.), p.39- 53
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10425830-20050000-0039

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

『自然』と『自然権』をめぐる地理学的考察

杉浦章介

1. 地理学における「自然」と「人間」

1-1 地理学における二元論的棲み分け

近代地理学の成立にあたって、それまでの自然博物学的知見と、合理主義的自然観に基づく自然科学的知識を総合化する試みが果たした役割の重要性については、アレクサンダー・フォン・フンボルトの『自然の相観 (Ansichten der Natur)』(1808) や『コスモス (Kosmos)』全5巻 (1845-1862) の著作を挙げるまでもなく明らかであろう。また、フンボルトの業績を継承しながら、独立した科学としての近代地理学の樹立と体系化を試みたカール・リッターは、その主著『地理学 (Erdkunde)』全2巻 (1817) に、副題として「自然と人類の関係において」を付している。それは、このことによって、近代地理学は、「自然との関わりにおける人間社会の成り立ち」について、あるいはまた、「人間の営為との関わりにおける自然」について、という主題を探求する独自の科学であることを明らかにしようとするものであった。

その後の地理学の歩みには、一方において、自然科学的方法を重視し、自然科学の一分野としての発展を試みるものがあり、他方においては、自然科学の方法とは異なる文化科学や社会科学の方法によって、自然との関わりにおける人間社会、ならびに人間の営為との関わりにおける自然の体系的探求を行う試みがあったと言えよう。前者が地理学と自然科学との相似性を強調し、後者は反対に地理学と自然科学との間に存在する相違性を強調するものであった。またそれゆえに、この両者の立場を総合化する「地理学の学的統一」という試みが繰り返し行われ、現代に至っている¹⁾

1) 杉浦章介他 (2005) 『人文地理学』, 慶應義塾大学出版会, 第1章『自然・環境・人間』を参照。

自然科学的地理学の場合には、その他の自然科学と同じように、研究の対象を客体化(objectification)し、自然現象を特定の視点から、選択と捨象によって研究対象の主題化(thematization)を行い、さらに、そのようにして主題化された現象について、精緻なモデルを構築する。そして、構築されたモデルないしは理論によって、当該現象についての科学的説明を明らかにすることが、自然科学的地理学の主たる関心事となる。その結果、人間の営為そのもの、そしてそれらが築き上げる文化(社会的規範や倫理的行動なども含まれる)や社会(経済活動もその一つ)は、科学的探求の主題化の射程外におかれることになる。

他方、こうした自然科学的方法論との相違性を強調する人文・社会科学的地理学は、地表に繰り広げられる人間の営為や文化を、人文学的あるいは社会科学的な方法に基づいて、了解的あるいは間主観的に理解することを試みてきたといえる。前者の自然科学的地理学においては、地理学の探求が目指す対象としての「自然」は、他の自然科学(例えば物理学)において前提とされているものと同じであり、その前提自体について改めて問うことはなく、いわば「自明なる」(self-evident)ものとして前提化されている。これに対して、人文・社会科学的地理学においては、人間の営為や文化そのものについて、独自に定義や概念化を行い、それらの概念枠組を通して、対象となる人文・社会現象を、体系的に理解することを目指してきた。しかし、このような人文・社会科学的地理学においては、自然そのものについての体系的理解や説明は、その領域外のこととして、直接的言及ないし批判は避けられてきた。近代地理学が、「自然と人類との関わり」を主題として出発したにもかかわらず、このような自然と文化(社会)の二元論(dualism)的棲み分け(demarcation)のあり方と、その結果、もたらされる学的分裂は現代に至るまで地理学のアポリアとして存続し続けてきた。

1-2 社会規範・権利と「自然」

このような学問上の背景が厳存してきたにもかかわらず、現代の地球環境問題や環境保護運動の高場に見られるように、人間の重大な関心が、自然とそこにおける人間の営為に鋭く向けられるようになると、改めて地理学の基本テーマである、「自然と人類の関わり」について、統一的かつ総合的に問うことの重要性が増大するようになってきている。そのような、「自然と人類の関わり」についての関心は、地理学のみならず、関連する隣接科学においても急速に高まってきている。そのような探求の試みの一つは、人

『自然』と『自然権』をめぐる地理学的考察

類自身をも構成要素とする生態系の研究であり、また、そのような生態系に及ぼしている人間の諸活動についての人文・社会科学研究である。あるいはまた、それらの学際的な試みとともに重要性を増しているのは、人文・社会科学の領域に内在する価値や規範、そしてそれらに基づく権利や責任（倫理）に関する一般的かつ哲学的考察、すなわち、環境倫理の立場からの、「自然と人類の関わり」についての考察である。

ところで、人間の社会の成り立ちや組織化において、社会規範が重要な役割を果たしてきたことについては、人類学や社会学によって古くから明らかにされてきているが、歴史的に見て、西欧においては、中世の宗教的規範にとって代わる近代社会の社会規範の形成と体系化において、その中核をなし、規範の社会統制機能の源泉となってきたのが、「法」である。さらに、そのような「法」による統制・支配を根底的に正当化するものが、「法の法」とよばれる憲法である。しかしながら、英米系の社会に見られるように、憲法の存在の如何に関わらず、法体系を基礎付け、実定法を超えるものとして、「自然法 (Natural Laws: Jus Naturale)」が存在し機能しているような場合もある。このような、前実定法的存在としての「自然法」を、その根拠とするような社会規範や権利を、「自然権 (Natural Rights)」とよぶ。いうまでもなく、ここでいうところの「自然権」とは、「実定法の規定がなくても当然認められるべきであるとされる権利」のことであり、それは、「自然法によって認められ、人間が社会を形成する以前から自然状態において生まれながらにしてもっていた不可譲の権利であると観念される権利」のことを意味する²⁾。また、英米系以外の、いわゆる「大陸系」の成文法文化においても、自然権思想は、その法体系の確立、発展に重要な影響を与えてきた。

このように、自然権や自然法の考え方は、近代社会の成立と発展にとっての最も基礎的な社会規範を形作り、法体系を根拠付けてきたにもかかわらず、それらの存在や意味については、近代以降の地理学、「自然科学」的地理学も、人文・社会科学的地理学も、重大な学問的関心を払ってはいなかった。あるいは、このような事項は、あまりにも根源的なものである故に、かえって主題化され問題とされることには至らなかったともいえよう。しかし、今日、地球環境や自然保護の意識の高まりのなかで、それでは、「自然法」や「自然権」が意味する「自然」とは何か、それを問うことは、地理学にとって充分意味のあることであると思われる。

本稿の以下において、自然権をめぐる環境保護や環境倫理の立場からの、「自然権の拡

2) 田中英夫 (編) (1991) 『英米法辞典』 東京大学出版会, Natural Rights の項

大適用」の議論を手懸りにしながら、自然権について改めてその意味と、それがもつ、政策的意味合いについて、若干の考察を行うことを目的とする。

2. 「自然権(Natural Rights)」思想と「自然の権利(Rights of Nature)」

2-1 経験主義的「自然観」と合理主義的「自然観」

自然法に基づく自然権の思想は、古くは古典古代の時代の哲学まで遡るものであるが、特に、ローマ時代には、特定の実定法や個別の民族、文化とは独立した、知性、道徳倫理、身体のすべてを含む人間性 (human nature) の中に見出される、人間行動一般の指導原理が存在するのではないか、と考えられていた³⁾。こうした考えは、「万人共通の法 (Jus Commune)」とよばれ、人間が本来、保持する人間性の発現とみなされていた。また、ストア派哲学の教義においては、このような「万人共通の法」とは、「自然に従った生活 (life ordered according to nature)」に基づくものであり、それは、歴史以前の原始の「自然状態 (state of nature)」を想定することから導き出されたものであった。

しかし、現代の自然環境の下での人間の営為と規範に直接関わる、自然権思想に大きな影響を及ぼしたのは、17世紀末から18世紀にかけての、ジョン・ロックの自然権思想であることには異論は少ないであろう。ロックは、その『市民政府二論』(1690)の中で、統治と倫理は不可分のものとした上で、国王も含めて何人も従わざるを得ない自然法則として、「人間の絶対的な権利」の存在を主張した。ロックによれば、当時の歴史社会や政府が存在する、はるか以前の時代を、「自然状態」とよび、こうした「自然状態」においては、「万人が自己存在という絶対的な目的を求めて、存在し続けるための自然権を共有している」と考えた。そして、このような「人間の存在し続けるための自然権」には、「生命」、「自由」、「健康」、「身体 (四肢)」、「財産 (所有物)」などが含まれ、これらの自然権が、統治者によって脅かされるような場合には、人間に与えられた「自然権」を防衛することを要求するのは、当然であり、倫理的にも正当化されるものである、と主張した。これが⁴⁾、西洋政治思想史における、近代的な「抵抗権」と「革命権」の理論的根拠付けの嚆矢となるものであった⁴⁾。

3) *Black's Law Dictionary* (1983) West, Natural Law の項

4) Nash, R.F. (1990) *The Rights of Nature: A History of Environmental Ethics*, The University of Wisconsin Press, (松野弘訳, 1993, 『自然の権利：環境倫理の文明史』TBSブリタニカ) pp 28-30

『自然』と『自然権』をめぐる地理学的考察

一方、ロックの同時代人であった政治哲学者トーマス・ホブスは、「自然状態」を、「万人の万人に対する闘争状態」として捉え、「自然状態」にある人間の生活を、「孤独で、貧弱で、不潔で、残忍で、短いもの⁵⁾」であると考え、このような孤独や不安、貧苦から脱するには、絶対的権力者に、それぞれの自然権を受け取ってもらい、その庇護の下で安寧を得ることができるし、また、そうする必然性がある、と主張した。

ロックとホブスの政治思想における「自然権」の位置付けは相反するものであったが、しかし、イギリスの経験主義哲学の流れの中においては、両者はともに、ローマ時代に遡る、「自然法 (Jus Naturale)」や「万人共通の法 (Jus Commune)」の思想を継承するものであったといえよう。しかし、近代世界のもう一つの扉を押し開けた、より一層ラディカル(根源的)な自然観は、フランスの哲学者ルネ・デカルトによってもたらされた。

デカルトは、その『方法序説』のなかで、世界を、「人間にとって外在する事物の世界」と「人間にとって内在する精神の世界(思惟する私)」の二つの世界に峻別し、人間以外の存在をすべて、客観的に対象化すること(客体化)ができるものとするとともに、人間が、自然の征服者であり支配者、そして自然の所有者として君臨することを正当化した。それは、自然が、人間のために存在する、という人間中心主義の考えであるとともに、人間以外のもの、自然そのものを、人間とは切り離して、事物として客観的に探求する近代自然科学の発展への道を開くものであった。デカルトにとって、自然とは外在する事物の世界であり、自然についての法則とは、「自然法 (Natural Laws)」ではなく、人間の理性によって創造される「自然の法則 (Laws of Nature)」, 即ち、「科学的法則」に他ならなかった、といえよう。

2-2 「自然権」の及ぶ範囲の拡大と倫理の進化

この経験主義的「自然観」と合理主義的「自然観」との二つの思想の流れのなかに、現代の環境保護運動や生命中心主義 (biocentrism), 生態学的平等主義 (ecological egalitarianism), さらにはディープ・エコロジー (Deep Ecology) などの運動や、環境倫理の問題提起が存在すると、歴史家で、環境倫理、人間・環境関係論、環境史を専門とする、ローデリック・F・ナッシュ (Roderick F. Nash) は考える。

デカルトの二元論の世界においては、人間は、その他の存在すべてと峻別されている。しかし、とナッシュは問う。人間のなかには「奴隷」は含まれているのであろうか、あ

5) ナッシュ 前掲書 p 29

るいはまた、「家畜」は、自然の中の他の存在、樹木や岩石と同じ事物であるといえるのであろうか。「自然権」思想を近代において最もラディカル（根源的に）展開したイギリスにおいて、動物、特に家畜や愛玩動物に対する虐待行為や生体解剖は、功利の故だけではなく、倫理の上からも許されざるものである、という主張が繰り返し唱えられた。ロック自身、「動物は自然状態の一部であり、自然法の対象である」と考えていた⁶⁾。また、奴隷は、その主人の「所有物」とみなされていたが、奴隷もまた自然権を保有する、自然法の対象である、と考えられるようになっていった。動物虐待の禁止や奴隷の解放という社会改革運動の多くが、イギリスでは、自然法と自然権をめぐる問題として、そして、認識論ではなく、倫理、即ち、自由と権利の実践の問題として、展開されてきたことは特筆に価することである。

事実、1824年イギリスにおいて、動物には自然権があるとの前提の下に、動物への虐待行為を禁ずることを目的として、『動物愛護協会（Society for the Prevention of Cruelty to Animals）』が設立された。この協会の創設メンバーの一人が、イギリスにおける奴隷制度や奴隷貿易の廃止運動の中心的人物、ウィリアム・ウィルバーフォースであったことは偶然ではない⁷⁾。このようにして、抑圧された市民、幼児・児童、奴隷、動物へと自然権が適用される対象の範囲が拡大され、その延長上に、人種差別、先住民差別、女性差別などの撤廃を要求する運動が展開されてゆくことになる。

ここで重要な点は、こうした自然権の適用範囲の拡大が、「哀れみ」や「同情」といった人間の心情ではなく、「権利」という形で捉えられ、促されてきた点である。「可哀想だ」という感情ではなく、それが「正しくない」、「動物に付与されている自然権を奪っているから」という倫理的判断に基づいて、禁止されるべきものである、という考え方である。ナッシュは、近代社会の成立より、現在に至る、人間と自然との関係について、「人間という限定された集団の自然権から、自然を構成している各要素の権利、あるいは（一部の考え方では）自然全体の権利へと倫理が進化しているものとして捉えること」が重要であるとする⁸⁾。ここでナッシュの言うところの、「自然を構成している各要素の権利」という場合の「権利」とは、「自然を構成している各要素は人間が尊敬すべき固有の価値を持っている」という意味である。

6) ナッシュ 前掲書 p 36

7) 同書 pp 50-53

8) 同書 p 4

『自然』と『自然権』をめぐる地理学的考察

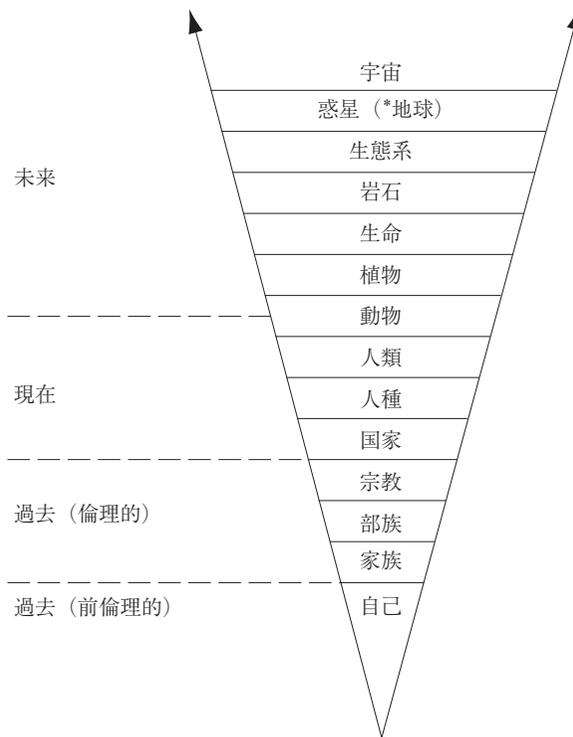


図-1 倫理の進化 (『ナッシュ』邦訳 (1993) 6頁より)

さらにナッシュは、「道徳には、人間と自然との関係が含まれるべきである」としたうえで、「倫理学は人間（あるいは人間の神々）の占有物であるという考え方を転換し、むしろ、その関心対象を動物、植物、岩石、さらには、一般的な“自然”，あるいは、“環境”にまで拡大すべきである」と主張する⁹⁾。こうした主張を分かりやすく図示する目的で、ナッシュは図-1「倫理の進化」を表している。この図によると、倫理的関連性をもつ世界は、前倫理的な自己のレベルから、過去においては、家族、部族、宗教へと拡大され、さらに、現在は、国家、人種、人類から動物にまで及ぶようになってきている。そして、未来においては、この拡大する「倫理的共同体 (Ethical Community)」は、植物や無生物、さらには、生命体と非生命的存在を含むようなシステム (生態系) そのもの、地球全体へと拡大してゆくものと予想されている。

9) 同書 p 4

2-3 「自然の権利 (Rights of Nature)」と環境倫理

ナッシュのこうした考えの背景には、19世紀ヴィクトリア朝のイギリスにおける、ヘンリー・ソールトの『動物の権利 (Animal Rights)』(1892)にみられるような急進的自然観から、20世紀中葉におけるアルド・レオポルドの『土地の倫理 (Land Ethics)』にいたる、自然権をめぐる「倫理の進化」への思想的、政治的挑戦の歴史が脈々と流れている。『土地の倫理』を1949年に公刊したレオポルドは、「『人間』(ホモ・サピエンス)の役割を土地共同体 (Land Community) の征服者から、土地共同体のただの一員・市民に変えていくため」の倫理として、その著を著し、土地の倫理を提唱している¹⁰⁾

このような自然全体を包括するような倫理的共同体の提唱と、その実現へ向けての倫理の進化という主張の背景には、急進的な自然権思想の流れのみならず、20世紀における生態学の飛躍的發展ということがあったことも忘れてはならない。それまでは、人間と生物や無生物との間の関係を、「強い絆」とか「慈しみ深く」というような表現でしか表すことができなかった事柄について、生態学は、自然の中に深く組み込まれている相互依存の関係のシステムを明らかにしてきたからである。

自然の構成要素、つまり生物や無生物を個々に切り離しては、自然の仕組みを理解することはできないこと、そして、それらの自然の構成要素には、固有の価値が存在していること、それゆえに、こうした自然の構成要素である動物、植物、さらには無生物は、それぞれ自然権を保有するものであると考えられること、従って、自然には権利が存在し、それを、ナッシュは、「自然の権利 (Rights of Nature)」とよぶ。そして、20世紀後半に次第に高まってきた地球環境への関心や環境主義 (Environmentalism) の運動を、ナッシュは、近代市民社会を生み出した「市民革命」に匹敵するものであると位置付ける。それは、市民革命が、「人間の権利と正義」をめぐる革命であったのに対して、現在進行中の地球環境をめぐる運動は、「自然の権利と正義」をめぐる革命であると考えているからである。

3. 「自然権の拡大適用」についての考察

3-1 「自然権」思想の累積的・不可逆的進化と深化

「自然の権利」に基づいて、倫理的共同体を、人間を含む、自然一般にまで拡大適用しようとする環境倫理や環境主義の運動とその思想的枠組は、地球環境問題という現実の

10) ナッシュ 前掲書 p 65

『自然』と『自然権』をめぐる地理学的考察

問題に対する、行動（政策）プログラムの提唱を目指すものである。現実における圧倒的な環境破壊や生命破壊、さらに予測されるカタストロフィーのもたらす衝撃を考えると、こうした「自然の権利」の思想と運動が、多くの共感を生み、様々な地域や国々において支持を得ていることは容易にうなずけることであろう。しかし、今仮に、「自然」そのものが「権利の主体」となりうるのかどうか、という点についての議論を別にしても、近代における「市民的自由と権利」を支える「自然権」の論拠を、直接、そして十分な批判的検討を経ることなく、「自然一般の自由と権利」へと拡大適用することには、大きな疑義が残るものといえる。

先ず、「自然の権利」の思想においては、「権利の主体」そのものの拡大が主張されている。当初は、一定の身分以上の、しかも男子にしか適用されることになかった自然権が、やがて、市民階級全般、全階級、そして女性、非白人へと拡大適用されてきたことは、歴史的にも跡づけられることである。また、「自然の権利」の思想は、図-1にも明白な通り、人間から他の生物、そして、生命を持たない自然一般へと拡大適用の対象（権利の主体）の範囲を拡げるとともに、部族や国家から、地球へと、その適用範囲を空間的にも拡大するものである。それは、歴史からの類比（アナロジー）で言えば、近代西洋の科学技術や民主主義的制度が、全地球的に拡大され適用されていく過程を暗々裏に想定しているといえよう。

しかし、『動物の権利』を著した、ヘンリー・ソールトも、「善・悪という価値は人間の概念である」ことは認めていた¹¹⁾この点について、ナッシュは、「動物は倫理の拡大による受益者であるという意味では、権利を保有しているかもしれないが、自分自身で倫理的な行動をするということは期待できないだろう」と、ソールトの認識を補足している。また、先にも引用した「自然の権利」についてのナッシュの説明における、自然の各構成要素は固有の価値を持っているが故に、尊重される権利を有する、という点に関して、自然の各要素が尊重されるのは、人間がそれらを尊敬するからであるということになる。

このような、「自然の権利」についての補足の議論に着目すると、以下のことが考えられる。

第1に、自然権を保有するものは、必ずしも人間だけに限られるものではないとしても、

11) ナッシュ 前掲書 p 58

その権利を「行使する」、ないしは、「自由な意思の下で倫理的な判断を行う」主体は、人間以外には考えられない。

第2に、人間は、人間以外の存在が保有していると思われる自然権については、いわば、その「代理人」ないしは「後見人」として、自らの倫理的判断によって、その権利の行使を要求することができる。

第3に、重要なことは、「自然の権利」の適用対象が、空間的にも、また、他の生命へと及ぶこと自体ではなく、人間自体が、「自然と人間との関わり」のなかで、こうした代理人・後見人活動を通じて、自らの保有する「自然権の内容」を拡充するというところであろう。

第4に、歴史的に見れば、「市民的自由と権利」を成立せしめた根拠としての自然権は、その後、人間の「社会経済的生存権（社会権・生活権）」へと拡充され、さらに、将来にわたる、地球規模における種としての生存権として、「（自然）環境権」へと拡大されてきたものと考えられる。すなわち、今日の「自然環境をめぐる権利」は、近代以降の、とりわけ欧米諸国の歴史的発展のなかから生まれ出て、歴史の中で展開されてきた歴史的産物である。

第5に、このような歴史的展開のなかで、自然権の拡大適用は、歴史的に先行する自然権の内容が、後続して拡充される自然権の内容を根拠付けけるものとして展開されてきたものである。「社会経済的生存権」は、「市民的自由と権利」の内容の拡充として認められるようになったものであり、「（自然）環境権」は、「社会経済的生存権」の延長として、根拠付けられているものとみなすことができる。このことから、自然権の拡大適用は、累積的・不可逆的過程と考えられ、さらに、各レベルの自然権の間には、「根拠付けの内的整合性」が存在するだけでなく、先行する自然権を内包するものであるといえる。

第6に、このような自然権の内的整合性や内包性は、あくまでも「当為」の問題として存在するが、しかし、現実においては、必ずしもこうした「当為」が現実の法体系や有効な社会統制の手段として機能していることを保証するものではない。そこに、自然権の拡大適用の現代的課題があるといえよう。

3-2 現代における「自然権の拡大適用」の課題

ロックに始まる、近代「自然権」思想は、「市民的自由と権利」をもたらしたが、しかし、それはまた同時に、不可侵な権利としての「私的財産権（所有権）」に基づく、「自

『自然』と『自然権』をめぐる地理学的考察

由な意思による政治経済活動」を保障し、資本主義の発展を促すものであった。「基本的人権」の確立は、歴史的に見ると、「市場」の概念の成立と不可分の関係にあったといえよう。こうして発展を遂げるようになる資本主義経済(資本制生産様式)の下においては、「土地」や「労働」が「商品化」され、市場において自由に取引されるようになり、さらにまた、それまでの社会においては所有関係において未分化であった「自然」は、経済的価値を有する資源とその他に峻別され、「自然一般」は、市場外的存在として扱われるようになる。近代経済学の体系化は、自然と空間を、分析の枠組から捨象することによって促進されることになる。

しかし、その後の資本主義の高度化(生産力の飛躍的増大、市場の世界化、市場支配力・独占力の増加など)の中で、恐慌による社会不安もまた増幅されるようになり、やがて市場外的再配分機能を国家が保有するような混合経済(福祉国家)体制や社会主義経済体制が生まれ出てくることになる。その中で、人間の社会経済的生存権(社会権・生活権)が、基本的人権の拡大適用によって確立されるようになる。大恐慌への対応策であるニューディールにおいてフランクリン・D・ローズヴェルト大統領の唱えた「四つの自由」にある「欠乏からの自由」は、このような新たに拡大適用された自然権の簡潔な表明であるとみなされる。また、日本国憲法第25条【生存権、国の社会的使命】の項にある、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」とされている権利は、「市民的自由と権利」の拡大適用の例である。こうした「生存権(社会権・生活権)」の確立によって、それまでの「財産権(所有権)」には、一定の新たな制約が課されることとなったが、そのような制約を正当化する論理そのものは、自然権の中に内在する論理であったといえる。

そして、地球環境問題への関心が高まり、それまで「自由財(free goods)」として市場取引の外に存在してきた「自然」は、再び、経済システムの中に内部化されるようになる。生命を維持するために必要とされる、一定水準以上の自然環境条件や、種としての人類の存続を可能とするような地球環境を要求する権利が、生得的で不可譲渡的な、しかも絶対的で普遍的な権利として主張されるようになる。

これらの3つの「自然権」の歴史的な拡大適用の過程を図示するものが図-2である。

これまでに、「市民的自由と権利」、「個体の生存権」、「種の生存権」(環境権)が、近代欧米諸国において、累積的・不可逆的に発展進化してきたことを指摘したが、グローバルな規模における地球環境問題の展開が、これまでにない新たな問題を提起している

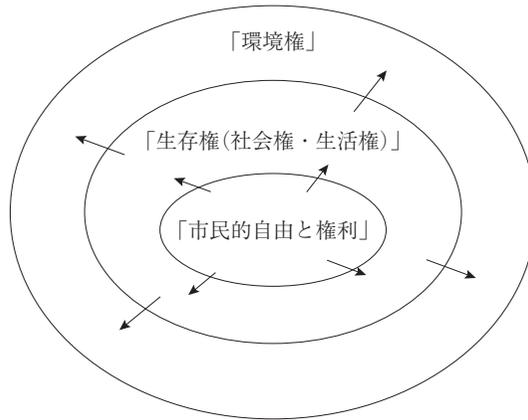


図-2 「自然権」の累積的・不可逆的進化と内的整合性

ことを検討することとしよう。それは、自然権思想における自然権の拡大適用の論理に内在してきた「根拠付けの内的整合性」そのものの存立に関する問題である。

「基本的人権」思想を中核とする、「権利と自由」、そして、それに対応する「倫理」の枠組が思想的にも、また法制度上においても、一貫性と整合性をもって維持されてきた欧米先進諸国とともに、これまでこのような思想と制度によって社会規範と社会統制が行われてはこなかったような、多くの発展途上国が、地球環境問題への取り組みに不可避的に巻き込まれるようになってきた事実がある。国際連合を中心とする、グローバルな地球環境問題、例えば地球温暖化への取り組みは、その一例である。経済発展（社会経済的生存権）の為に、大量の化石燃料を消費する国々は、地球規模の温暖化や気候変動への対応と規制（環境権）と鋭く対立することになる。「開発か保全か」の選択は、これまで累積的・不可逆的に進化してきた自然権の体系における、異なる位相における拡大適用された自然権の間の選択を迫るものと言えよう。異なる位相にある自然権が、同時並列化することで、体系としての「内的整合性」は危機に瀕することとなっている。

あるいはまた、世界の最貧困地域や国々において、感染症の問題は深刻な危機を招いているが、こうした感染症の治療や予防に不可欠な高度の医薬品の製造は、財産権・所有権としての知的財産権（特許権）によって、その独占が保護されている。このケースでは、財産権と、生命・身体・健康を保持する権利が真っ向から対立する関係である。さらに、廃棄物処理に伴う有害物質の排出規制の強い国から、規制の弱いあるいは存在しない国へと、廃棄物処理過程を移す（汚染の輸出）という「経済合理性」には、地球

『自然』と『自然権』をめぐる地理学的考察

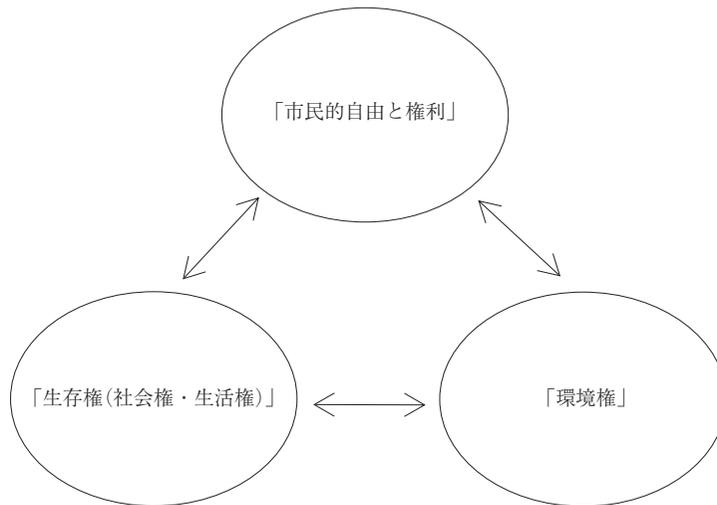


図-3 3つの「自然権」の同時並立化と相克

環境保護団体などから鋭い非難が浴びせられている。財産権・所有権, 社会経済的生存権, 環境権は, 相互に規定し合う, 内的整合性を持った一つの規範の体系から, 「あれか, これか」というような同時並存するものの中からの取捨選択の対象となろうとしている。(図-3)

3-3 再び地理学へ

レイチェル・カーソンが『沈黙の春』を公刊した1960年代初頭, アメリカの地理学者デヴィッド・ローエンサール (David Lowenthal) は, 『地理学, 経験, そして想像力: 地理学的認識論を目指して』と題する論文を発表した¹²⁾。今や古典的ともいえるこの論文の中で, ローエンサールは, 環境知覚研究の成果や, 文学作品を初めとする芸術作品に表現されている, 地理的世界に関する, 様々な人間や集団 (文化) の経験や想像力を総合して, 地理的経験や物の見方 (world views) の認識論的基礎を明らかにしようと試みた。その地理的世界は, 自然と文化の双方を含むものであったし, 外在する自然や事物のみならず, 人間の想像力の中に生まれ出るイメージや表象をも含むものであった。そして, 自然科学的な自然観によって生み出された地理的世界をも包摂することを目指

12) David Lowenthal (1961) "Geography, Experience and Imagination: Towards a Geographical Epistemology", *the Annals*, Association of American Geographers, Vol. 51, No. 3 pp. 241-260

していた。他の人文・社会科学が、再び「自然」を取り戻し、その主題化の射程に「自然」を位置づけはじめた頃のことであった。自然と自然権とのかかわりから言えば、自然法が想定する「自然状態」とは、その時代その時代における、人間の想像力の賜物であり、科学的事実というよりも、むしろ、「隠喩（メタファー）」として、想像力を喚起する力を持っていたものではないかということになる。「メタファーとしての自然」と「科学的事実としての自然」を包摂するような論理は、残念ながら、今日までも、地理学の今後の課題として残されたままである。

また、現代地理学の流れの中で、「自然と人間の関わり」について、人文地理学の分野で最も影響力のあった「地理学者」の一人は、景観論者のジョン・B・ジャクソンであることは疑いない。ジャクソンは、自然景観において最も感動的なことは、壮大な自然の風景の中に、はっきりと見て取れる人間存在の証である、といている¹³⁾。あるいはまた、フランスの地理学者オギュスタン・ベルクは、人間は地理的な存在であるとした上で、自然と人間の文化の相互規定性の中で、自然は文化へ、そして文化は自然へと「通感」するものに他ならない、として、独自の風土論を展開している¹⁴⁾。

さらに、マルクス主義経済学に依拠する政治経済学的地理学を構築してきた泰斗デヴィッド・ハーヴィーは、差異性の地理学における正義と自然について論じているが、その中で、自然を支配する論理、自然についての価値論、社会的変化と環境の変化の弁証法的関係などについて論じている¹⁵⁾。

今や、人文・社会科学的地理学のおよそあらゆる分野において、人文・社会現象を何らかの形において、自然との関連で議論が行われるようになりつつある。しかし、多様な論理が並存しているばかりで、学的な統一へ向けての議論が興隆しているわけではないことは誠に残念なことといわねばならない。ナッシュの『自然の権利』に見られるような、「正当化の論拠の綱渡り」的な論理は少ない。自然と自然権に関する議論は、地理学の最も深く関わる分野であり、主題であるにもかかわらず、地理学の眼前を素通りして行くように見える。本稿が、そうした流れに一石を投じるものとなればと願うばかり

13) J.B.Jackson (1951) "The Need of Being Versed in Country Things", *Landscape* Vol. 1 No. 1, ジャクソンの景観論については、杉浦章介他 (2005) 『人文地理学』慶應義塾大学出版会、第7章 第3節「風景の中の『人間』: J.B.ジャクソンの『文化景観論』」を参照。

14) Augustin Berque (1990) *Mediance de milieux en paysages*, GIP RECLUS (三宅京子訳, 1994, 『風土としての地球』筑摩書房)

15) David Harvey (1996) *Justice, Nature and the Geography of Difference*, Blackwell

である。

結び

人文地理学の中では、1990年代に「ポスト・モダン」や「ポスト・モダニズム」の議論が流行っていた。地球環境も、ポスト・モダン都市やグローバル化（ポスト・コロニアリズム）と同じように「新しい」問題として取り上げられてきた。しかし、ナッシュらのラディカルな環境主義は、その正当性の根拠を、近代の「自然権」思想という、いわば「近代の遺物」の中に見出そうとさえしている。そして、近代以降、現代に至る、人間による、自然の支配と所有を可能とするデカルト的な人間中心主義を批判し、アメリカ自由主義（リベラリズム）の延長上に、「自然の権利」を位置付けている。『アメリカ合衆国独立宣言』は言う。「……われわれは、自明の真理として（these truths to be self-evident）、すべての人は平等に造られ、造物主によって、一定の奪い難い天賦の権利（endowed by their Creator with certain unalienable Rights）を付与され、その中に生命、自由および幸福の追求の含まれることを信ずる。……」ここで言われている「一定の奪い難い天賦の権利」とは、「自然権」そのものである。しかし、この「自然権」思想の歴史的結晶ともいえる表現の中に、「自明の真理として」という、合理主義的「自然観」の源流である、デカルトのレトリックが顔をのぞかせている。「自然権」は、「自明な真理」（self-evident truth）として「公理化」（axiomatization）されている。「自然」と「自然権」にとって、「近代・モダン」は決して終わってはいないのである。